

計画策定の背景

- 平成28年に第2次計画を策定し、「犬猫の殺処分ゼロ」等を目指した施策（動物愛護センターの開設等）に取り組んできたが、目標の達成には更なる取組の推進が必要である。
- 動物愛護管理法の改正や国の新たな基本指針のほか、本県の課題等を踏まえた第3次計画を策定する。

計画の位置付けと期間

- 根拠法令：動物愛護管理法第6条第1項
- 位置付け：基本理念に基づき、県が実施する動物愛護施策の方向性を示す
- 計画期間：令和3年10月～13年3月

主な課題

- 殺処分頭数減少へ向けた更なる取組の推進
- 猫の収容頭数の増加への対応
- 猫に関する苦情件数の増加への対応
- 動物愛護センターを拠点とした情報発信の強化

< 基本理念 > 人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

基本目標及び重点的に推進する施策の方向

基本目標 1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	基本目標 2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	基本目標 3 人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する
<p>施策1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護思想の普及啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護フェスティバルの開催 ・ポータルサイトによる情報発信 ○「命を大切にすることを育む教室」の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの充実 ・動物愛護センターでの定期開催 <p>施策2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○しつけ方教室等を通じた啓発 ○犬猫の殺処分数の減少 ○負傷動物への治療体制の構築 ○獣医師による虐待の通報の義務化の周知徹底 ○譲渡の推進 ○捕獲犬等の情報提供及び抑留施設及び設備の充実 	<p>施策3 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺的生活環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等と連携した多頭飼育問題対策の実施 ○飼い主のいない猫への対応 <p>施策4 所有明示(個体識別)措置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○迷子札やマイクロチップ装着の啓発 <p>施策5 動物取扱業の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一種動物取扱業登録等の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的、効率的な監視計画の作成と指導強化 <p>施策6 実験動物の適正な取扱いの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実験動物飼養施設管理者の実態把握 <p>施策7 産業動物における管理の適正化の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○畜産部局を通じて動物福祉の指導を実施 <p>施策8 災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の収容・保護器材等の備蓄 ○市町村の指定避難所のペット同行避難者受入体制整備 	<p>施策9 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物愛護推進員の委嘱 <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護推進員の育成と協働 ○ボランティアの育成、支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護ボランティア制度の拡充 <p>施策10 動物愛護センターを拠点とした交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催 ○動物による介在活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護団体による介在活動の紹介 ○動物愛護センターを拠点とした動物愛護に関する総合的な取り組みの推進
<p>数値目標 (R12) : 犬猫の殺処分頭数 0 頭</p>	<p>数値目標 (R12) : 犬猫の苦情件数 270 件(半減)</p>	<p>数値目標 (R12) : ふれあい事業等参加人数 6万人(1.2倍)</p>

市町村、関係団体、動物愛護推進員、県民ボランティア等と連携して取組を推進